

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 全員再選でも役員変更登記を忘れずに

Q：先日、株主総会が開かれ役員が全員が再選されました。このような場合でも、役員変更登記が必要でしょうか。

A：全員再選された場合でも、変更登記は必要です。

【解説】

株式会社では、必ず2年に1度は役員変更登記をしなければなりません。同一役員が再選されている場合であっても、変更登記が必要です。

これは、商法上からみると、退任と新たな選任があったとみるべきで、役員変更登記の原因が発生したことになるからです。

商業登記制度は、会社等商人に関する一定の事項を登記簿に記載することによって取引の安全をはかる制度ですから、登記事項に変更があれば、変更の登記をしなければならないのです。

登記期間は、本店の所在地においては2週間以内、支店の所在地においては3週間以内とされています。これを怠ると、該当期間に在任していた代表取締役個人に対して100万円以下の過料が課せられることとなりますので注意が必要です。

なお、役員変更登記にかかる登録免許税は資本金1億円以下の会社は1万円、これを超える会社は、登記1件につき3万円となっています。

